

広島県告示第七百三十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定によつて、昭和四十年広島県告示第六百七十二号で指定した広島港広島地区（その二）の港湾隣接地域を次のとおり変更する。

平成十九年六月二十五日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

基点一から基点八まで及び基点一七から基点四一までをそれぞれ順次結んだ線並びに基点八と基点一七を結んだ線並びに最大高潮時の水際線によつて囲まれた区域並びに基点九から基点一六までをそれぞれ順次結んだ線及び基点九と基点一六を結んだ線並びに最大高潮時の水際線によつて囲まれた区域。

二 点の位置（基点の標示角度は真北による）

基準点 三等三角点「江波」広島市中区江波南一丁目四〇番一号

（北緯三四度二分五八秒、東経一三二度二六分〇六秒、標高三七・六一メートル）

- 基点一 基準点から二九二度の方向七〇〇メートルの点
- 基点二 基点一から一一八度の方向五二メートルの点
- 基点三 基点二から二〇八度の方向一七八メートルの点
- 基点四 基点三から二九〇度の方向三メートルの点
- 基点五 基点四から二〇八度の方向二六〇メートルの点
- 基点六 基点五から一一九度の方向五〇一メートルの点
- 基点七 基点六から二〇五度の方向三一メートルの点
- 基点八 基点七から一四七度の方向六メートルの点
- 基点一七 基点八から一一六度の方向二〇メートルの点
- 基点一八 基点一七から八一度の方向六メートルの点
- 基点一九 基点一八から二五度の方向二九メートルの点
- 基点二〇 基点一九から一一九度の方向五一メートルの点
- 基点二一 基点二〇から一八度の方向三四七メートルの点
- 基点二二 基点二一から三五九度の方向二二メートルの点
- 基点二三 基点二二から三〇〇度の方向一六八メートルの点
- 基点二四 基点二三から二七度の方向四五メートルの点
- 基点二五 基点二四から五七度の方向一五四メートルの点
- 基点二六 基点二五から五四度の方向一〇四メートルの点
- 基点二七 基点二六から二九度の方向一一二メートルの点
- 基点二八 基点二七から二九七度の方向四一メートルの点
- 基点二九 基点二八から二〇八度の方向一八メートルの点

基点三〇 基点二九から二九五度の方向九二メートルの点
基点三一 基点二〇から一九度の方向四三メートルの点
基点三二 基点三一から五七度の方向四六メートルの点
基点三三 基点三二から九五度の方向七一メートルの点
基点三四 基点三三から一九七度の方向二一メートルの点
基点三五 基点三四から一九八度の方向一六メートルの点
基点三六 基点三五から一〇九度の方向一七メートルの点
基点三七 基点三六から七三度の方向一九メートルの点
基点三八 基点三七から二一度の方向九六メートルの点
基点三九 基点三八から八度の方向三三メートルの点
基点四〇 基点三九から三四九度の方向五二メートルの点
基点四一 基点四〇から七五度の方向一七メートルの点
基点九 基準点から二二二度の方向五七六メートルの点
基点一〇 基点九から二六一度の方向七メートルの点
基点一一 基点一〇から二九四度の方向一七メートルの点
基点一二 基点一一から二〇五度の方向八一メートルの点
基点一三 基点一二から一一九度の方向七四メートルの点
基点一四 基点一三から二五度の方向八六メートルの点
基点一五 基点一四から二九四度の方向二四メートルの点
基点一六 基点一五から三二八度の方向九メートルの点